# 調達要求番号:

	陸上自	衛	隊	仕	様書	i i		
物品番号	<b>表1</b> による。				仕	様書	番号	<b>寻</b>
					GW-	Y 7 0	200	3 H
迫撃砲用縮射弾			防衛	大臣承認	平成	5年	3月17日	
			作	成	平成	5年	3月 5日	
			変	更	令和	2年	7月27日	
				作成	部隊等名	補給	統制本	部 弾薬部

# 1 総則

# 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊が使用する市販品の迫撃砲用縮射弾(以下、"弾薬"という。) について規定する。

# 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z00001による。

#### 1. 2. 1

#### 市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

#### 1. 2. 2

#### カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

#### 1. 2. 3

#### Factory New

認定製造者又は公認製造者が製造し、社内検査に合格した未使用の製品をいう。

## 1.3 種類

種類は,**表**1による。

表1-種類

番号	種類	物品番号(DODIC)
1	22mm縮射弾(81mmM用1号)	1 3 0 5 - 2 0 0 - 1 4 4 5 - 5 (A K 6 4 J)
2	22mm縮射弾(81mmM用2号)	1 3 0 5 - 2 0 0 - 1 4 4 6 - 5 (A K 6 5 J)
3	22 mm縮射弾 (81 mmM用 3号)	1 3 0 5 - 2 0 0 - 1 4 4 7 - 5 (AK 6 6 J)
4	22 mm縮射弾(81 mmM用 4号)	1 3 0 5 - 2 0 0 - 1 4 4 8 - 5 (A K 6 7 J)
5	22mm縮射弾(120mmM用1号)	1305-200-1449-5 (AK68J)
6	22mm縮射弾(120mmM用2号)	1 3 0 5 - 2 0 0 - 1 4 5 0 - 5 (AK 6 9 J)
7	22mm縮射弾 (120mmM用3号)	1 3 0 5 - 2 0 0 - 1 4 5 1 - 5 (AK 7 0 J)
8	22mm縮射弾(120mmM用4号)	1 3 0 5 - 2 0 0 - 1 4 5 2 - 5 (AK 7 1 J)

#### 1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、表1の種類による。

**例** 22 mm縮射弾 (81 mmM用1号)

## 1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

GLT-CG-Z00001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GW-CG-Y710103 陸上自衛隊火砲弾薬共通仕様書

## 2 一般的事項

一般的事項は、次による。

- a) この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。
- b) 弾薬は、Factory Newとする。

## 3 製品に関する要求

品名及びカタログ製品名は、表2による。

# 表2-品名及びカタログ製品名

番号	品名	カタログ製品名
		(製品番号)
1	22mm縮射弾(81mmM用1号)	ドイツ連邦共和国, Rheinmetall Waffe Munit
		ion GmbH
		Practice Cartridge 22mm for Mortar 81m
		m, 200m/1. Charge
		(43014300)
2	22mm縮射弾(81mmM用2号)	ドイツ連邦共和国,Rheinmetall Waffe Munit
		ion GmbH
		Practice Cartridge 22mm for Mortar 81m
		m, 250m/2. Charge (43014400)
3	22mm縮射弾(81mmM用3号)	ドイツ連邦共和国, Rheinmetall Waffe Munit
3		ion GmbH
		Practice Cartridge 22mm for Mortar 81m
		m, 350m/3. Charge
		(43014500)
4	22mm縮射弾(81mmM用4号)	ドイツ連邦共和国,Rheinmetall Waffe Munit
		ion GmbH
		Practice Cartridge 22mm for Mortar 81m
		m, 450m/4. Charge
		(43014600)
5	22mm縮射弾(120mmM用1号)	ドイツ連邦共和国,Rheinmetall Waffe Munit
		ion GmbH
		Practice Cartridge 22mm, for Mortar 120 mm, 1,250m, Rifled Bore
		(43016000)
6	2 2 mm縮射弾(1 2 0 mmM用 2 号)	ドイツ連邦共和国, Rheinmetall Waffe Munit
		ion GmbH
		Practice Cartridge 22mm, for Mortar 120
		mm, 2,350m, Rifled Bore
		(43019000)

## 表2-品名及びカタログ製品名 (続き)

番号	品名	カタログ製品名
		(製品番号)
7	22mm縮射弾(120mmM用3号)	ドイツ連邦共和国, Rheinmetall Waffe Munit
		ion GmbH
		Practice Cartridge 22mm, for Mortar 120
		mm, 3,450m, Rifled Bore
		(43016100)
8	22mm縮射弾(120mmM用4号)	ドイツ連邦共和国,Rheinmetall Waffe Munit
		ion GmbH
		Practice Cartridge 22mm, for Mortar 120
		mm, 4,540m, Rifled Bore
		(43016200)

# 4 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

# 5 出荷条件

#### 5.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、木箱とする。

## 5.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、**表2**の品名、物品番号、DODIC,数量、質量、製造年月(西暦下2桁一月)を表示し、木箱にバンドをかける場合は、表示した内容に被ってはならない。

## 6 その他の指示

## 6.1 添付書類

契約の相手方は、表3に示す書類を添付し、数量は、調達要領指定書によって指定する。

## 表3一添付書類

番号	名称	注記		
1	USER'S HANDBOOK	1 日本語版とする。		
2	TECHNICAL HANDBOOK	2 81mm迫擊砲L16用		
3	OPERATORS MANUAL	1 日本語版とする。		
4	TECHNICAL AND MAINTENANCE	2 120mm迫撃砲RT用		
	MANUAL			
5	品質を保証する資料	製造者又は販売者が作成したものとする。		
6	包装諸元などの資料 <sup>a)</sup>	なお,日本語以外の言語で記載されているものは,参考として和訳を添付する。		
<b>注</b> a )	(a) 包装諸元などの資料は、調達する品名ごとに、品名、ロット番号、数量、製造年月、製造所名、包装要領などを記載したものとする。			

# 6.2 **安全データシート**(SDS)

安全データシート (SDS) は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GW-CG-Y710103の5.16による。

# 6.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z00001の8.3による。